

藤沢市固定資産評価審査委員会条例の一部改正について
藤沢市固定資産評価審査委員会条例の一部を次のように改正する。

2016年(平成28年)2月26日提出

藤沢市長

鈴木恒夫

藤沢市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

藤沢市固定資産評価審査委員会条例(昭和38年藤沢市条例第29号)の一部を次のように改正する。

第4条の見出しを「(審査申出書の記載事項)」に改め、同条第1項を次のように改める。

法第432条第2項において読み替えて準用する行政不服審査法(平成26年法律第68号)第19条第2項の条例で定める事項は、口頭で意見を述べることを求める場合においては、その旨とする。

第4条中第2項及び第3項を削り、第4項を第2項とする。

第5条の見出し中「受理及び補正」を「補正等」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 法第432条第2項において準用する行政不服審査法第23条の規定による補正を命じる場合において定める相当の期間は、5日間以内とする。

第5条第3項を削り、同条第4項中「審査申出書を受理した場合には、その旨」を「第1項の調査の結果、審査申出書がその提出期限内に提出されたものであり、かつ、適法な方式を備えているものである場合においては、当該審査申出書の提出があった旨」に改め、同項を同条第3項とする。

第6条を削り、第7条から第10条までを1条ずつ繰り上げ、第11条を削り、第12条から第15条までを2条ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、行政不服審査法の全部改正に伴う地方税法の一部改正がされたことに伴い、所要の改正をする必要による。